

江戸川区公契約審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区公契約条例（平成22年3月江戸川区条例第1号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。

- (1) 条例第13条の規定による特定公共事業の指定
- (2) 条例第14条の規定による特定公共事業基本計画の作成
- (3) 条例第16条の規定による社会的要請型総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格
- (4) 条例第17条の規定による社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者決定基準
- (5) 条例第18条の規定による社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者の決定
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(会議の公開等)

第4条 審査会の会議は、非公開とする。ただし、議事の要旨については、速やかに公表する。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、当該答申の内容を公表する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務部用地経理課契約係において処理する。

一部改正〔平成23年要綱4号〕

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

付 則（平成23年4月1日要綱第4号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。